C会場講習

期間

個人申込

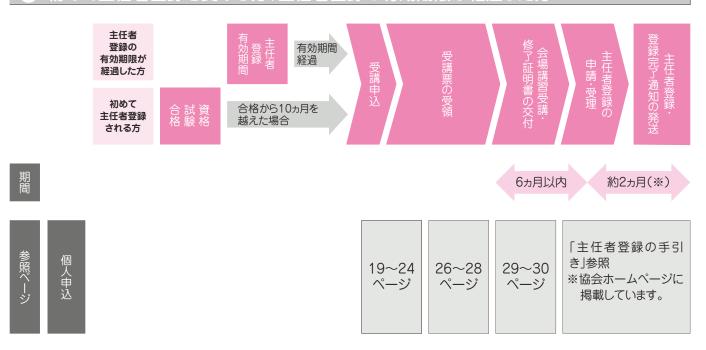
1.講習受講から主任者登録までの流れ

1 現在主任者登録を受けている方



主任者登録の申請には、更新申請(P17図®)と更新申請以外(P17図®・©)があります。主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請可能期間(日数)を確認のうえ、受講申込を行ってください。 (16 p 「登録更新の申請可能期間(日数)とは」参照 所属団体(会社)のある方は、登録の更新および講習受講について団体(団体責任者)にご確認ください。

2 初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方



受講申込から主任者登録が完了し、登録完了通知が発送されるまで、最短でも2ヵ月程度(上図※)を要します。 主任者登録が必要な時期と主任者登録完了までの期間を考慮し、受講日を選定してください。 過去に主任者であった方の場合、登録番号は変更され、新たな登録番号が付与されます。 主任者登録の申請は、講習受講日から6ヵ月以内(登録申請の可能期間)に行う必要があります。

主任者登録更新のための受講月一覧(主任者登録有効期限別)

主任者登録更新を受けようとする方は、下表の「更新申請可能期間が2ヵ月以上となる受講期間」を参考に受講日を選定してください。

■「有効期限に関するご案内」の送付について

現在主任者である方には、下表の通り、「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と登録講習に関するご案内」を送付いたします。

主任者登録 登録完了日 有効期限		「有効期限に 関するご案内」 の送付予定年月	更新申請可能期間が2ヵ月以上となる受講期間 主任者登録の申請方法
			個人申請
R3.11	R6.11		R6.01~R6.07
R3.12	R6.12		R6.02~R6.08
R4.01	R7.01	R6年1月	R6.03~R6.09
R4.02	R7.02		R6.04~R6.10
R4.03	R7.03		R6.05~R6.11
R4.04	R7.04		R6.06~R6.12
R4.05	R7.05	1/041/2	R6.07~R7.01
R4.06	R7.06		R6.08~R7.02
R4.07	R7.07		R6.09~R7.03
R4.08	R7.08		R6.10~R7.04
R4.09	R7.09		R6.11~R7.05
R4.10	R7.10		R6.12~R7.06
R4.11	R7.11		R7.01~R7.07
R4.12	R7.12		R7.02~R7.08
R5.01	R8.01		R7.03~R7.09
R5.02	R8.02		R7.04~R7.10
R5.03	R8.03		R7.05~R7.11
R5.04	R8.04	R7年1月	R7.06~R7.12
R5.05	R8.05		R7.07~R8.01
R5.06	R8.06		R7.08~R8.02
R5.07	R8.07		R7.09~R8.03
R5.08	R8.08		R7.10~R8.04
R5.09	R8.09		R7.11~R8.05
R5.10	R8.10		R7.12~R8.06

☞主任者登録更新の際の留意点

現在主任者として登録行政庁(※)に届出されている方は以下の事項に十分にご留意ください。

- ①現在主任者として登録行政庁に届出されている主任者が、更新以外(P17図A・©の期間の申請)で主任者登録を受けた場合は、登録番号が変更になるため、貸金業の登録事項の変更の届出事由(貸金業法第8条第1項前段)に該当し、貸金業者は当該変更届を登録行政庁に提出しなければなりません。
- ②現在主任者として登録行政庁に届出をされている主任者が、P17図©の期間で申請をした場合は、一旦現主任者登録が抹消されるため、主任者が不在または必要数未満となる可能性があります。この場合、貸金業者は新たな主任者を設置し、変更届を登録行政庁に提出する必要があります。

上記を踏まえ、現在主任者として登録行政庁に届出されている方は、P17図®の期間に申請(更新申請)されることをおすすめします。

※登録行政庁とは…貸金業者が貸金業の登録を受けている財務(支)局長または都道府県知事のこと。登録行政庁への主任者設置に関する届出は、 貸金業者が行います。主任者個人として登録行政庁に届出をすることはありません。

☞登録更新の申請可能期間(日数)とは・・・

主任者登録更新の申請を行うことができる期間のこと。

主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請手続きに余裕を持つため、当該期間(日数)を2ヵ月(60 日)以上確保することをおすすめします。

インターネット申込では、更新申請可能期間(日数)を画面上で確認し、受講申込することができます。

※協会ホームページTop>貸金業者取扱主任者試験・講習・登録>登録講習>講習受講から主任者登録までの流れ> 登録申請の申請可能期間(日数)とは

	受講申込者が確認できる表示場所
	インターネット申込
更新申請可能期間	受講申込画面の申込確定時(P22、P23参照)受講票・修了証明書(P26、P29参照)
更新申請可能日数	受講申込画面の講習会場選択時(P22、P23参照)

主任者登録の更新に係る概要図(個人申込の場合)

現

2カ

現在の 主任者 登 録

●登録完了

有効期間:3年間

●「有効期限に関するご案内」の送付

約18ヵ月前~12ヵ月前

●登録講習の申込

● 登録講習の受講・修了証明書の

6ヵ月前

B

B登録更新の 申請受付期間

登録更新の

申請可能期間

登録申請の期間

登録申請日別の登録完 了日および登録番号付 与方法についてはこちら

6ヵ月以内

講習受講後の 登録申請可能期間

更新申請可能期間簡易チェック表

講習開催日が	更新申請可能期間		
主任者登録有効期限の	●個人申請	団体申請	
12ヵ月より前	更新申請不可	更新申請不可	
12ヵ月前~11ヵ月前	1日~1ヵ月間	1日~1ヵ月間	
11ヵ月前~10ヵ月前	1~2ヵ月間	1~2ヵ月間	
10ヵ月前~9ヵ月前	2~3ヵ月間	2~3ヵ月間	
9ヵ月前~8ヵ月前	3~4ヵ月間	3ヵ月間	
8ヵ月前~7ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間	
7ヵ月前~6ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間	
6ヵ月前~5ヵ月前	3~4ヵ月間	2~3ヵ月間	
5ヵ月前~4ヵ月前	2~3ヵ月間	1~2ヵ月間	
4ヵ月前~3ヵ月前	1~2ヵ月間	1日~1ヵ月間	
3ヵ月前~2ヵ月前	1日~1ヵ月間	更新申請不可	
2ヵ月未満	更新申請不可	更新申請不可	

● 登録更新の

更新後の有法

【主化 登録更新の申請手

更新申請可能期間

●主任者登録申請 ※主任者登録申請

イン

申請日		登録完了日	登録番号
A	有効期限の6ヵ月前より前の申請	登録事務完了日 (申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録
B	有効期限の6ヵ月前から2カ月前 (団体申請は3ヵ月前)の期間の申請	現在の有効期間終了日の翌日	現行の登録
0	有効期限の2ヵ月前 (団体申請は3ヵ月前)より後の申請 ※主任者登録抹消後の申請も含む	登録事務完了日 (申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録

在の有効期限

更新手続きを行わないと、主任者登録が抹消されます。

(例)主任者登録日:令和6年4月10日 有効期限 :令和9年4月9日

⇒令和9年4月10日に主任者登録が抹消されます。

受領| | |**月前**(※団体申請は3ヵ月前)

①登録更新の申請は、有効期限の6ヵ月前から2ヵ月 前(4ヵ月間)までに行う必要があります。

※団体申請は有効期限の6ヵ月前から3ヵ月前(3ヵ 月間)となります。

+

②登録申請は、講習修了日から6ヵ月以内に行う必要があります。



①と②が重なった期間が、登録更新の申請可能期間となります。

※これ以外の期間は、「更新扱い」にはなりません。

申請

●更新登録完了·登録完了通知書発送 新有効期間:3年間

効期間は現在の有効期間終了日の翌日から3年間です。

壬者登録の更新を受けようとする方へ 登録講習の受講時期の目安】

続き(申請書類準備、送付等)に余裕を持つため、更新申請可能期間を2ヵ月以上確保することをおすすめします。 引を2ヵ月以上確保するためには、

を個人申請でされる方…<u>有効期限の10ヵ月前~4ヵ月前の6ヵ月間</u>に実施される講習を受講してください。 を団体申請でされる方…有効期限の10ヵ月前~5ヵ月前の5ヵ月間に実施される講習を受講してください。

ターネット申込では、画面上で更新申請可能期間(日数)を確認し、受講申込することができます。

	その他
番号	現在の主任者登録の残存する有効期間は無効となります。
番号	
番号	現在の主任者登録の有効期間内の申請の場合でも、標準処理期間(2ヵ月間)を越えているため、 現在の主任者登録の有効期限満了をもって一旦、主任者登録が抹消されます。(登録抹消通知が 発送されます)